

交通流動の予測を示すための交通シミュレーションソフトによる
動的分析の実施基準

愛媛県大規模小売店舗立地法手続要領第3の2(3)①により、交通シミュレーションソフトによる動的分析を実施する場合の基準を次のとおり定める。

次のいずれかに該当する場合であって、県が必要と認めるもの。

- (1) 店舗面積が1万㎡を超える店舗の新設又は1万㎡を超える店舗面積の増加を伴う変更の場合
- (2) 周辺の道路において、連続した交差点や踏切があることなどに起因する交通渋滞の発生が予見される場合
- (3) その他、静的分析では適切な予測が不可能と考えられる場合